

奥長第25号
令和6年4月1日

指定介護予防支援事業所管理者様
指定居宅介護支援事業所管理者様
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所管理者様

奥州市福祉部長寿社会課長

奥州市介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の改定について（通知）

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正により国が定める額の見直しが行われたことに伴い、標記事業費の基本単位数を改定し、令和6年4月1日から適用することとしたこととお知らせします。

なお、サービスコードについては、岩手県国民健康保険団体連合会のシステムによるチェック手続きの関係上、4月下旬から5月上旬頃に市公式ウェブサイトへ掲載予定です。

令和6年4月1日からの介護予防・日常生活支援総合事業費の算定に係る体制等に関する届出については、令和6年4月15日（月）までに提出願います。

記

■奥州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 別表（令和6年4月1日改正後）

事業の区分	対象者	単位数※	1単位の単価	
第一号訪問事業	事業対象者、要支援1の者及び要支援2の者（週1回程度の利用）	1,176単位／月	10円	
	事業対象者、要支援1の者及び要支援2の者（週2回程度の利用）	2,349単位／月		
	要支援2の者（週2回を超える程度の利用）	3,727単位／月		
第一号通所事業	指定相当通所型サービス	事業対象者及び要支援1の者（週1回程度の利用）		1,798単位／月
		要支援2の者（週1回程度の利用）		1,798単位／月
	要支援2の者（週2回程度の利用）	3,621単位／月		
	元気応援型通所サービス	事業対象者及び要支援1の者（週1回までの利用）	295単位／回	
		要支援2の者（週2回までの利用）		
第一号介護予防支援事業	事業対象者、要支援1の者及び要支援2の者（1件）	442単位		

【担当】
介護給付係
TEL：0197-34-2197（係直通）

■（参考）令和6年4月改定における加算・減算単位数一覧

(1) 令和6年4月時点

改正後	現行
<p>1 訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算 所定単位数の 15/100 ・小規模事業所加算 " 10/100 ・中山間地域等提供加算 " 5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・同一敷地内建物等減算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内建物に居住ア 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 イ 利用者月 50 人以上 所定単位数の 85/100 で算定 (2) (1)以外の範囲に所在する建物に居住 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 (3) 厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所において、事業所と同一敷地内建物等に居住者割合 90%以上 所定単位数の 88/100 で算定 ・初回加算 200 単位 ・生活機能向上連携加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位 ・口腔連携強化加算 50 単位 ・介護職員処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 (2) 処遇改善加算(Ⅱ) " 100/1000 (3) 処遇改善加算(Ⅲ) " 55/1000 ・介護職員等特定処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 (2) 特定処遇改善加算(Ⅱ) " 42/1000 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 " 24/1000 <p>2 通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等提供加算 所定単位数の5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・定員超過利用による減算 所定単位数の 70/100 で算定 ・人員基準欠如による減算 " 70/100 で算定 ・同一敷地内建物減算 <ul style="list-style-type: none"> (週 1 回程度) 所定の単位数から376単位減算 (週 2 回程度) " 752単位減算 ・送迎未実施減算(片道につき) " 47単位減算 ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・(削除) ・若年性認知症利用者受入加算 240単位 ・栄養アセスメント加算 50単位 ・栄養改善加算 200単位 ・口腔機能向上加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位 ロ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位 ・一体的サービス提供加算 480単位 ・(削除) ・(削除) ・サービス提供体制強化加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 88単位 (二)事業対象者・要支援 2 176単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 72単位 (二)事業対象者・要支援 2 144単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 24単位 (二)事業対象者・要支援 2 48単位 ・生活機能向上連携加算 	<p>1 訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算 所定単位数の 15/100 ・小規模事業所加算 " 10/100 ・中山間地域等提供加算 " 5/100 ・(新設) ・(新設) ・同一敷地内建物減算 所定単位数の 90/100 で算定 <p>2 通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等提供加算 所定単位数の5/100 ・(新設) ・(新設) ・定員超過利用による減算 所定単位数の 70/100 で算定 ・人員基準欠如による減算 " 70/100 で算定 ・同一敷地内建物減算 <ul style="list-style-type: none"> (週 1 回程度) 所定の単位数から376単位減算 (週 2 回程度) " 752単位減算 ・(新設) ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・運動器機能向上加算 225単位 ・若年性認知症利用者受入加算 240単位 ・栄養アセスメント加算 50単位 ・栄養改善加算 200単位 ・口腔機能向上加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位 ロ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位 ・選択的サービス複数実施加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位 ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位 ・事業所評価加算 120単位 ・サービス提供体制強化加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 88単位 (二)事業対象者・要支援 2 176単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 72単位 (二)事業対象者・要支援 2 144単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援 1 24単位 (二)事業対象者・要支援 2 48単位 ・生活機能向上連携加算

イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位	イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位
ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位
(削除)		(運動器機能向上加算算定の場合)	100単位
・口腔・栄養スクリーニング加算		・口腔・栄養スクリーニング加算	
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位
・科学的介護推進体制加算	40単位	・科学的介護推進体制加算	40単位
・介護職員処遇改善加算		・介護職員処遇改善加算	
(1) 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000	(1) 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000
(2) 処遇改善加算(Ⅱ)	" 43/1000	(2) 処遇改善加算(Ⅱ)	" 43/1000
(3) 処遇改善加算(Ⅲ)	" 23/1000	(3) 処遇改善加算(Ⅲ)	" 23/1000
・介護職員等特定処遇改善加算		・介護職員等特定処遇改善加算	
(1) 特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000	(1) 特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000
(2) 特定処遇改善加算(Ⅱ)	" 10/1000	(2) 特定処遇改善加算(Ⅱ)	" 10/1000
・介護職員等ベースアップ等支援加算 "	11/1000	・介護職員等ベースアップ等支援加算 "	11/1000
3 介護予防ケアマネジメント		3 介護予防ケアマネジメント	
・介護予防ケアマネジメント費(1月につき)	442単位	・介護予防ケアマネジメント費(1月につき)	438単位
住所特例による財政調整(1件当たり)	442単位	住所特例による財政調整(1件当たり)	438単位
・ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定の単位数の-1/100	(新設)	
・ 業務継続計画未実施減算	所定の単位数の-1/100	(新設)	
・初回加算	300単位	・初回加算	300単位
・委託連携加算	300単位	・委託連携加算	300単位

※元気応援型通所サービスは加算・減算を設定していない

(2) 令和6年6月時点

改 正 後	現 行
<p>1 訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算 所定単位数の 15/100 ・小規模事業所加算 " 10/100 ・中山間地域等提供加算 " 5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・同一敷地内建物等減算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内建物に居住ア 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 イ 利用者月 50 人以上 所定単位数の 85/100 で算定 (2) (1)以外の範囲に所在する建物に居住 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 (3) 厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所において、事業所と同一敷地内建物等に居住者割合 90%以上 所定単位数の 88/100 で算定 ・初回加算 200 単位 ・生活機能向上連携加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 ・口腔連携強化加算 50 単位 ・介護職員等処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 処遇改善加算 (I) 所定単位数の <u>245/1000</u> (2) 処遇改善加算 (II) " <u>224/1000</u> (3) 処遇改善加算 (III) " <u>182/1000</u> (4) 処遇改善加算 (IV) " <u>145/1000</u> (5) 処遇改善加算 (V) ※令和 7 年 3 月 31 日までの間 <ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算 (V) (1) 所定単位数の <u>221/1000</u> 処遇改善加算 (V) (2) 所定単位数の <u>208/1000</u> 処遇改善加算 (V) (3) 所定単位数の <u>200/1000</u> 処遇改善加算 (V) (4) 所定単位数の <u>187/1000</u> 処遇改善加算 (V) (5) 所定単位数の <u>184/1000</u> 処遇改善加算 (V) (6) 所定単位数の <u>163/1000</u> 処遇改善加算 (V) (7) 所定単位数の <u>163/1000</u> 処遇改善加算 (V) (8) 所定単位数の <u>158/1000</u> 処遇改善加算 (V) (9) 所定単位数の <u>142/1000</u> 処遇改善加算 (V) (10) 所定単位数の <u>139/1000</u> 処遇改善加算 (V) (11) 所定単位数の <u>121/1000</u> 処遇改善加算 (V) (12) 所定単位数の <u>118/1000</u> 処遇改善加算 (V) (13) 所定単位数の <u>100/1000</u> 処遇改善加算 (V) (14) 所定単位数の <u>76/1000</u> ・(削除) ・(削除) <p>2 通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等提供加算 所定単位数の5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・定員超過利用による減算 所定単位数の 70/100 で算定 ・人員基準欠如による減算 " 70/100 で算定 ・同一敷地内建物減算 <ul style="list-style-type: none"> (週 1 回程度) 所定の単位数から376単位減算 (週 2 回程度) " 752単位減算 ・送迎未実施減算(片道につき) " 47単位減算 ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・若年性認知症利用者受入加算 240単位 ・栄養アセスメント加算 50単位 ・栄養改善加算 200単位 ・口腔機能向上加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 口腔機能向上加算 (I) 150単位 ロ 口腔機能向上加算 (II) 160単位 	<p>1 訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算 所定単位数の 15/100 ・小規模事業所加算 " 10/100 ・中山間地域等提供加算 " 5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・同一敷地内建物等減算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内建物に居住ア 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 イ 利用者月 50 人以上 所定単位数の 85/100 で算定 (2) (1)以外の範囲に所在する建物に居住 利用者月 20 人以上 所定単位数の 90/100 で算定 (3) 厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所において、事業所と同一敷地内建物等に居住者割合 90%以上 所定単位数の 88/100 で算定 ・初回加算 200 単位 ・生活機能向上連携加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 ・口腔連携強化加算 50 単位 ・介護職員処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 処遇改善加算 (I) 所定単位数の <u>137/1000</u> (2) 処遇改善加算 (II) " <u>100/1000</u> (3) 処遇改善加算 (III) " <u>55/1000</u> (新設) ・介護職員等特定処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の 63/1000 (2) 特定処遇改善加算 (II) " 42/1000 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 " 24/1000 <p>2 通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等提供加算 所定単位数の5/100 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・定員超過利用による減算 所定単位数の 70/100 で算定 ・人員基準欠如による減算 " 70/100 で算定 ・同一敷地内建物減算 <ul style="list-style-type: none"> (週 1 回程度) 所定の単位数から376単位減算 (週 2 回程度) " 752単位減算 ・送迎未実施減算(片道につき) " 47単位減算 ・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・若年性認知症利用者受入加算 240単位 ・栄養アセスメント加算 50単位 ・栄養改善加算 200単位 ・口腔機能向上加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 口腔機能向上加算 (I) 150単位 ロ 口腔機能向上加算 (II) 160単位

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的サービス提供加算 480単位 ・ サービス提供体制強化加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供体制強化加算 (I) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 88単位 (二)事業対象者・要支援2 176単位 (2) サービス提供体制強化加算 (II) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 72単位 (二)事業対象者・要支援2 144単位 (3) サービス提供体制強化加算 (III) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 24単位 (二)事業対象者・要支援2 48単位 ・ 生活機能向上連携加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 ロ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 ・ 科学的介護推進体制加算 40単位 ・ 介護職員等処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 処遇改善加算 (I) 所定単位数の 92/1000 (2) 処遇改善加算 (II) " 90/1000 (3) 処遇改善加算 (III) " 80/1000 (4) 処遇改善加算 (IV) " 64/1000 (5) 処遇改善加算 (V) ※令和7年3月31日までの間 <ul style="list-style-type: none"> <u>処遇改善加算 (V) (1) 所定単位数の 81/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (2) 所定単位数の 76/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (3) 所定単位数の 79/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (4) 所定単位数の 74/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (5) 所定単位数の 65/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (6) 所定単位数の 63/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (7) 所定単位数の 56/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (8) 所定単位数の 69/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (9) 所定単位数の 54/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (10) 所定単位数の 45/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (11) 所定単位数の 53/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (12) 所定単位数の 43/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (13) 所定単位数の 44/1000</u> <u>処遇改善加算 (V) (14) 所定単位数の 33/1000</u> ・ <u>(削除)</u> ・ <u>(削除)</u> 3 介護予防ケアマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき) 442単位 ・ 住所地特例による財政調整 (1件当たり) 442単位 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・ 業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・ 初回加算 300単位 ・ 委託連携加算 300単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的サービス提供加算 480単位 ・ サービス提供体制強化加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供体制強化加算 (I) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 88単位 (二)事業対象者・要支援2 176単位 (2) サービス提供体制強化加算 (II) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 72単位 (二)事業対象者・要支援2 144単位 (3) サービス提供体制強化加算 (III) <ul style="list-style-type: none"> (一)事業対象者・要支援1 24単位 (二)事業対象者・要支援2 48単位 ・ 生活機能向上連携加算 <ul style="list-style-type: none"> イ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 ロ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 ・ 科学的介護推進体制加算 40単位 ・ 介護職員処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59/1000 (2) 処遇改善加算 (II) " 43/1000 (3) 処遇改善加算 (III) " 23/1000 ・ 介護職員等特定処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の12/1000 (2) 特定処遇改善加算 (II) " 10/1000 ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 " 11/1000 3 介護予防ケアマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき) 442単位 ・ 住所地特例による財政調整 (1件当たり) 442単位 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定の単位数の-1/100 ・ 業務継続計画未実施減算 所定の単位数の -1/100 ・ 初回加算 300単位 ・ 委託連携加算 300単位
--	--

※元気応援型通所サービスは加算・減算を設定していない